



米国税務 QI/FATCA 関連情報

既存口座本人確認に関する宣誓期限の延長等を含む IRS 通知 2016-08 を公表

アメリカ

2016年2月3日

2016年1月19日、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act: 以下「FATCA」) に関する以下の緩和措置を含む IRS 通知 2016-08 を公表した。

- (1) 参加外国金融機関 (Participating Foreign Financial Institution: 以下「参加 FFI」) および報告モデル 2 FFI (Reporting Model 2 FFI) における既存口座本人確認完了および租税回避補助不在に関する宣誓期限の延長
- (2) 登録みなし遵守 FFI (Registered Deemed-Compliant FFI) の宣誓対象期間および期限の明確化
- (3) 不参加 FFI (Non-Participating FFI) の口座情報開示義務の緩和
- (4) 電子的に提供された IRS 様式の正統性

IRS 通知 2016-08 は下記のハイパーリンクから入手可能である。

[IRS 通知 2016-08](#) (IRS ウェブサイト (英語、PDF))

1. 参加 FFI および報告モデル 2 FFI における 既存口座本人確認完了および租税回避補助不在に関する宣誓期限の延長

現行の制度では、参加 FFI および報告モデル 2 FFI は、既存口座の本人確認手続を完了したこと、および租税回避補助が不在であることを、FFI 契約開始日の 2 年後より 60 日以内に行うことが義務付けられている。報告モデル 2 FFI は、FFI 契約自体は締

結する必要がないが、日米当局間声明に基づき、FFI 要件を満たすことが求められているため、同様の対応が必要となる。2014 年 6 月 30 日までに GIIN (Global Intermediary Identification Number: グローバル仲介人識別番号) を受領した FFI の FFI 契約開始日は、2014 年 6 月 30 日となることから、宣誓期限は、2016 年 8 月 29 日とされていた。また、第 1 回コンプライアンスプログラム検証に関する宣誓期限は 2018 年 7 月 1 日とされている。

IRS 通知 2016-08 では、FFI の事務負担軽減と宣誓期限統一の観点から、既存口座本人確認に関する宣誓期限を、第 1 回コンプライアンスプログラム検証に関する宣誓期限と同日である 2018 年 7 月 1 日とすると公表した。

なお、今回の措置はあくまで宣誓期限を繰り延べるものであり、既存口座本人確認の完了期限は、変更されていないことに留意されたい。

2. 登録みなし遵守 FFI の宣誓対象期間および期限の明確化

IRS 通知 2016-08 は、登録みなし遵守 FFI の初回宣誓期限を、宣誓対象期間終了の翌年 7 月 1 日と明確化した。また、宣誓対象期間を、登録みなし遵守 FFI としての FATCA ポータルサイトでの登録完了日または 2014 年 6 月 30 日のいずれか遅い日から開始する、3 年間とした。

これにより、2014 年中に登録みなし遵守 FFI として登録を完了している場合には、初回宣誓期限は、

2018年7月1日となる。なお、登録みなし遵守 FFI の宣誓は、3年ごとに義務付けられている。

日本の金融機関の中でも、一部の地方銀行、証券会社、投資事業有限責任組合などで、日米当局間声明付属書 II に規定されている地域基盤を有する小規模金融機関 (Small Financial Institutions with Local Client Base) または集団的投資ビークル (Collective Investment Vehicle) として FATCA 登録している金融機関は、登録みなし遵守 FFI としての要件を満たしていることを、上記の宣誓期限までに行うことが必要となるので、留意されたい。

3. 不参加 FFI の口座情報開示義務の緩和

現行の制度では、2015年および2016年の FATCA 報告に関し、参加 FFI、報告モデル 2 FFI または登録みなし遵守 FFI において維持されている不参加 FFI の口座に関し、名称、住所、口座番号、口座残高、そして外国の報告対象となる金額 (Foreign reportable amount: 米国源泉であれば源泉徴収対象となる利子、配当等の定期定額所得のことで、資産の売却・償還額も含む) の報告義務が追加される予定であった。

米国民口座についての支払に関しては、2015年 FATCA 報告において、資産の売却・償還額は報告が免除されていることから、不参加 FFI への支払について、売却・償還額が報告の対象となるかは不明瞭であったが、IRS 通知 2016-08 では、2015年度の年次報告に限り、資産の売却・償還額に関しては報告対象から除外となる緩和措置を公表した。

4. 電子的提供に提供された IRS 様式の正当性

FATCA および 適格仲介人 (Qualified Intermediary: 以下「QI」) 制度において、源泉徴収義務者は受益者より様式 W-8 や W-9 を電子的に受領する場合には、一定の要件を満たすシステム構築または安全措置を構築している場合には、受領した様式を原本とみなすことができる。

しかし、QI 制度における不適格仲介人 (Nonqualified Intermediaries: 以下「NQI」) や非源泉徴収外国パートナーシップ (Nonwithholding Foreign Partnership: 以下「NWP」)、非源泉徴収外国信託 (Nonwithholding Foreign Trust: 以下「NWT」) を通じて間接的に受領する電子本人確認

様式については、現行の制度ではその電子様式の正当性については明示されていなかった。そのため、これまでの慣習では、受益者から NQI、NWP、NWT に対して電子的に本人確認書類の提出が行われた場合、その上流の源泉徴収者においては当該本人確認書類の正当性が確認できないとみなし、過大源泉徴収のリスクや再確認作業の非効率があった。

今回 IRS は通知 2016-08 により、NQI、NWP、NWT を通じて源泉徴収者に提供される受益者の電子本人確認書類の正当性を認めた。ただし、NQI、NWP、NWT が源泉徴収者の直接的、もしくは間接的な口座保有者であり、当該 NQI、NWP、NWT が源泉徴収者に対し、本人確認書類の電子的受領に使用しているシステムが FATCA および QI 制度の要件を満たし、本人確認書類に虚偽の記載が認められない旨の書面を提出した場合に限るとしている。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko.enomoto@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax-co	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。